

条件付一般競争入札(事後審査型)の実施について

下記の工事請負契約について、次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成31年4月12日

彦根市長 大久保 貴

工 事 番 号	平成31年度 第1001-4001号
工 事 名 称	H31 公共下水道出町ほか管渠築造工事
工 事 場 所	彦根市 出町ほか
工 事 概 要	管きょ工(小口径推進) 一式 管きょ工(開削工) 一式 立坑工 一式 マンホール工 一式 取付管およびます工 一式 付帯工 一式
施 工 期 間	契約締結日の翌日から平成32年(2020年)1月17日まで
予 定 価 格	事後公表とする。
最 低 制 限 価 格	有
見 積 内 訳 書 の 提 出	要
発 注 工 事 種 別	土木一式工事
入 札 参 加 方 式	単体のみ
入 札 参 加 資 格	<p>本工事の競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。</p> <p>(1) 平成30年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)の土木一式工事において、格付区分の「AまたはB」に登録されている者であること。</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。</p> <p>(3) 有資格者名簿に登録されている本店が、審査基準日(平成30年1月1日)の前1年を超える日から引き続いて彦根市に有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(平成27年彦根市告示第12号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。</p> <p>(6) 彦根市入札参加資格者実態調査実施要綱(平成26年彦根市告示第258号)に基づく改善指導を受けた場合、既に改善済みであることが確認されている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立</p>

て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中ではないこと。
- (10) 次のアからオまでの要件に該当する者であること。

ア 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (11) 当該工事について、建設業法第 26 条、設計図面、仕様書等に定める主任技術者または監理技術者、現場代理人等を適正に配置することができる者であること。

- (12) 次に掲げる当該工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。

株式会社 石居設計

「当該受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 申請者が当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 申請者の役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

契約条項の閲覧場所	彦根市総務部契約監理室
設計図面、仕様書等の配布方法	設計図面、仕様書等の配布については、原則、彦根市情報公開システムからダウンロードし、取得すること。
設計図面、仕様書等に対する質問受付方法	<p>(1) 設計図面、仕様書等について質問がある場合には、その旨を記載した書面(様式は任意)を次のとおり持参すること。</p> <p>ア 受付期間:平成31年(2019年)4月12日から同年4月22日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する休日(以下「彦根市の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>イ 受付場所:上下水道部下水道建設課</p> <p>(2) 質問に対する回答は、下記の期日に窓口にて公開し、または彦根市入札情報公開システムにより、インターネットにおいて公表する。</p> <p>公開日:平成31年(2019年)4月24日</p> <p>公開場所:彦根市民会館1階上下水道部閲覧コーナー</p>
現地説明	現地説明は、行わない。
入札書等提出方法	<p>(1) 彦根市電子入札システムにより次の書類を添付して送信すること。</p> <p>添付書類:見積内訳書(指定様式)</p> <p>条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、彦根市建設工事等電子入札実施要領第7条第2項の規定により、電子入札システムが利用できなくなった者で、入札を紙入札により行おうとする者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を彦根市総務部契約監理室に持参すること。</p> <p>届出を受理した場合に限り、紙入札を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 紙入札の場合は、入札者の住所および商号または名称、開札日、工事等名称および「入札書在中」と記載した封筒に、入札書・見積内訳書・条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)を封入の上、入札使用印で封印し、彦根市総務部契約監理室に持参すること。</p> <p>(4) 提出された入札書および添付書類を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。</p>
入札書受付期間等	<p>(1) 受付期間:平成31年(2019年)5月7日午前9時から同年5月8日午後5時まで</p> <p>(2) 受付方法:彦根市電子入札システム内とする。ただし、紙入札による場合は、彦根市総務部契約監理室に持参すること。</p> <p>この場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。</p>
入札参加辞退	入札書提出後、入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置

	<p>予定であった技術者を配置できなくなった場合は、開札日時までに辞退届を書面で提出して辞退することができる。</p>
見 積 内 訳 書	<p>見積内訳書は、指定様式とし、次の事項を記載すること。ただし、入札書と見積内訳書記載の金額は、一致させること。</p> <p>(1) 入札者の住所、商号または名称および代表者氏名</p> <p>(2) 工事名称</p> <p>(3) 工事費見積内訳</p>
入 札 方 法 等	<p>(1) 彦根市電子入札システムを使用して行う電子入札とする。</p> <p>(2) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)、彦根市建設工事等電子入札実施要領等を熟知の上入札すること。</p> <p>(3) 入札回数は原則 2 回(再度入札)までとするが、必要と認める場合は、3 回(再々度入札)まで行う場合がある。</p> <p>(4) 初度の入札で予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。ただし、この場合の入札において、入札者が 1 者になったときは、再度入札を行わないものとする。</p> <p>(5) 初度の入札において入札に参加しなかった者および無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。</p> <p>(6) 最低制限価格未満の入札をした者は、失格とし、再度入札に参加できないものとする。</p> <p>(7) 再度入札において、無効の入札をした者および最低制限価格未満の入札をした者は、再々度入札に参加できないものとする。</p> <p>(8) 再度入札で予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、再々度入札を行うものとする。ただし、この場合の入札において、入札者が 1 者になったときは、再々度入札を行わないものとする。</p> <p>(9) <u>平成 31 年(2019 年)9 月 30 日までに公告する工事に係る消費税および地方消費税の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 当該工事の完成に伴う引渡しが、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日以降となる工事については、改正後の消費税および地方消費税の税率 10%で積算する。落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p><u>イ 当該工事の完成に伴う引渡しが、平成 31 年(2019 年)9 月 30 日以前となる工事については、消費税および地方消費税の税率 8%で積</u></p>

	<p>算する。落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
開 札 日 時	平成31年(2019年)5月9日 午前9時30分執行
開 札 場 所	彦根市総務部契約監理室
落 札 決 定 の 保 留	開札後に積算疑義申立期間を設定するため、申立期間2日間は落札決定を保留する。
金 額 入 り 設 計 書 閲 覧 期 間 積 算 疑 義 申 立 期 間	<p>期間：平成31年(2019年)5月10日午前9時から午後5時までおよび同年5月13日午前9時から正午まで</p> <p>ただし、情報公開システムにて入札の中止を発表した場合は、その時点までとする。</p>
積 算 疑 義 申 立 者	本工事の入札者に限る。
積 算 疑 義 申 立 方 法	本工事発注担当課窓口にて、金額入り設計書の閲覧後、積算疑義申立書を本工事発注担当課へ提出すること。
競 争 参 加 資 格 の 確 認	落札候補者については競争参加資格の審査を行うが、競争参加資格がないと認められた者のした入札は無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者について審査を行うものとする。以下同様に、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
入 札 結 果 の 公 表	落札決定後、速やかに彦根市入札情報公開システムにおいて公表するとともに、契約監理室において掲示する。
入 札 の 無 効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札に参加する資格のない者がした入札 (2) 同一事項の入札について、2以上の意思表示をした入札 (3) 談合その他不正の行為があったと認められる入札 (4) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札 (5) 入札書記載の金額、氏名、押印(電子入札にあっては、入札者の電子署名または当該電子署名に係る電子証明書)その他入札要件の記載が確認できない入札 (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札(紙入札の場合) (7) 入札書に見積内訳書ほか添付を必要とする書類が添付されていない入札 (8) 指定様式以外の見積内訳書を添付した入札 (9) 必要事項が記載されていない見積内訳書を添付した入札 (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

	<p>(11) 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札</p> <p>(12) その他入札に関する条件に違反した入札</p>
入札保証金	免除
契約保証金	<p>(1) 金銭的保証を付すこと。</p> <p>(2) 落札価格の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。</p> <p>(3) 落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合、契約保証金の納付を免除する。</p>
瑕疵担保期間 および保証金	<p>(1) 期間 引渡しの日から24箇月</p> <p>(2) 保証金 免除</p>
前金払	有(彦根市契約規則第64条の規定による。)
中間前金払	<p>(1) 有(彦根市契約規則第66条の2の規定による。)</p> <p>(2) 中間前金払と次項に定める部分払(債務負担行為等に係る契約における各年度末の部分払を除く。)の併用はできない(彦根市契約規則第66条の3および第67条の規定による。)</p>
部分払	有(彦根市契約規則第67条の規定による。)
消費税および地方消費税の税率改正に伴う取扱いについて	<p>(1) <u>平成31年(2019年)9月30日までに公告する工事に係る消費税および地方消費税の取扱いについては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 当該工事の完成に伴う引渡し後、平成31年(2019年)10月1日以後となる工事については、改正後の消費税および地方消費税の税率10%で積算し、契約を行う。</u></p> <p><u>イ 当該工事の完成に伴う引渡し後、平成31年(2019年)9月30日以前となる工事については、現行の消費税および地方消費税の税率8%で積算し、契約を行う。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)アに該当する工事であっても平成31年(2019年)9月30日までに請求を受けた前払金、中間前払金および部分払金については、消費税および地方消費税の税率8%で支払うこととする。</u></p>
その他留意事項	<p>(1) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則、彦根市条件付一般競争入札実施要領および彦根市電子入札実施要領、彦根市電子入札システム共通事項、入札遵守事項(電子入札)等を熟知の上、入札すること。</p> <p>(2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令の定め抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>(3) この公告の公表の日から契約の締結までの間に、前記の入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは、契約を締</p>

	<p>結しない。</p> <p>(4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、前記の契約保証金に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約担当者に提出すること。</p> <p>(5) 建設労働者の確保および適正な賃金等労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に留意すること。</p> <p>(6) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、優先的に市内業者の活用に努めること。</p>
--	---